

那 霸 市 公 報

第 1 4 6 9 号
毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那霸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(人事課) 791

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 791
 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 792
 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 792
 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 792

公 告

住民票の職権消除の公示について (市民課) 793

上下水道局規程

那霸市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程 794
 那霸市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程 801
 那霸市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程 803

上下水道局告示

那霸市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り
扱わせる金融機関の指定についての一部改正について 804
 那霸市排水設備指定工事店の新規指定について 805

選挙管理委員会告示

条 例

那覇市条例第33号

平成19年11月 8 日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成19年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第14条第13項の改正規定及び付則第3項の規定は、<u>平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第14条第13項の改正規定及び付則第3項の規定は、<u>日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日から施行する。</u></p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第109号
平成19年10月22日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第110号
平成19年10月25日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第111号
平成19年10月25日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第113号
平成19年11月1日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那覇市公告第101号

平成19年10月23日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第11号

平成19年10月1日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程（昭和62年那覇市水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(勤務時間、休憩時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、1週間につき40時間とし、その割振りは月曜日から金曜日までそれぞれ午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後0時15分までの15分間及び午後1時から午後5時15分までの間に置く15分間は、休憩時間)とする。ただし、次項に規定する休憩時間を除く。</p> <p>2 休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。</p> <p>別表第3 有給の休暇</p>		<p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、1週間につき40時間とし、その割振りは月曜日から金曜日までそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次項に規定する休憩時間を除く。</p> <p>2 休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。</p> <p>別表第3 有給の休暇</p>	
号	休暇を受ける場合	期間	
1 ～ 21 まで 省略			
22	職員の親が死亡した場合、員葬、喪の親の亡伴必と 職の族死し場で職が儀服その他族死に必要	配偶者	10日
			血族 姻族
		1 親の系属父 等直尊(母)	7日 3日
		1 親の系属 等直卑(子)	5日 3日
2 親		3日 2日	
号	休暇を受ける場合	期間	
1 ～ 21 まで 省略			
22	職員の親が死亡した場合、員葬、喪の親の亡伴必と 職の族死し場で職が儀服その他族死に必要	配偶者	10日
			血族 姻族
		1 親の系属父 等直尊(母)	7日 3日
		1 親の系属 等直卑(子)	5日 3日
2 親		3日 2日	

	めれ行等た勤しいと相でる認る 認らる事のため務なこが当あためとき。	の系属父 等直尊(祖母)		
		2 親の系属 等直卑(孫)	2日	なし
		2 親の系兄弟 等傍者(姉妹)	3日	2日
		3 親の系属祖 等直尊(曾父母)	2日	1日
		3 親の系属お 等傍尊(じおば)	1日	1日
23 、 24 省略				
25	員自的、 職が発にかつ、	一日を単位として継 続し、又は分割して年 度5日以内		

	めれ行等た勤しいと相でる認る 認らる事のため務なこが当あためとき。	の系属父 等直尊(祖母)		
		2 親の系属 等直卑(孫)	2日	なし
		2 親の系兄弟 等傍者(姉妹)	3日	2日
		3 親の系属祖 等直尊(曾父母)	2日	1日
		3 親の系属お 等傍尊(じおば)	1日	1日
		3 親の系属お 等傍卑(いめい)	<u>1日</u>	<u>1日</u>

	<p>ムその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずること</p>
	<p>設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必</p>

	を目的とする施設であつて市長が定めるものにおける活動 ウ 省略			要な措置を講ずることを目的とする施設であつて市長が定めるものにおける活動 ウ 省略	
26 省略			26 省略		

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

2 那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(1969年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(勤務時間等) 第 2 条 特別の勤務に従事する職員の範囲並びに当該職員の週休日、勤務時間、 <u>休憩時間及び休息時間</u> は、別表のとおりとする。ただし、管理者がやむを得ない等の理由により特に必要と認めるときは、別に定めるところによる。 別表				(勤務時間等) 第 2 条 特別の勤務に従事する職員の範囲並びに当該職員の週休日、勤務時間 <u>及び休憩時間</u> は、別表のとおりとする。ただし、管理者がやむを得ない等の理由により特に必要と認めるときは、別に定めるところによる。 別表			
職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休息時間及び休憩時間	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金及び管課並びに勤務する員に属するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日 8時30分から17時15分まで	11時から15時までの間に所定の長めは15分は休息時間、45分は休憩とする。	料金及び管課並びに勤務する員に属するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日 8時30分から17時15分まで	11時から15時までの間に所定の長めは45分は休憩とする。
料金に務める員うち滞整に事する員に属するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	必要に所がし3日以内の日にかつ10時30分から19時15分まで	11時から15時までの間に所定の長めは15分は休息時間、45分は休憩とする。	料金に務める員うち滞整に事する員に属するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	必要に所がし3日以内の日にかつ10時30分から19時15分まで	11時から15時までの間に所定の長めは45分は休憩とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

那覇市上下水道局規程第12号
平成19年10月1日
公 布 済

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程（1968年那覇市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(企業出納員)</p> <p>第 4 条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、財政課長、給排水設備課長、財政課財政係主査、財政課財政係長、料金課収納係長、料金課整理係長、<u>総務課管財係長</u>及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。</p> <p>2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他水道事業管理者(第 7 条を除き、以下「管理者」という。)が指定する収納金の収納事務</p> <p>(2) 物品企業出納員 固定資産会計事務(減価償却を除く。)及びたな卸資産の出納保管事務</p> <p>(3) 会計企業出納員 前 2 号以外の会計事務</p> <p>3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については<u>料金課担当副参事</u>、料金課収納係長及び料金課整理係長を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長としての物品企業出納員は、給排水設備課の所管事務で発生するたな卸資産</p>	<p>(企業出納員)</p> <p>第 4 条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、財政課長、給排水設備課長、財政課財政係主査、財政課財政係長、料金課収納係長、料金課整理係長、<u>総務課管財係長、総務課管財係主査</u>及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。</p> <p>2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他水道事業管理者(第 7 条を除き、以下「管理者」という。)が指定する収納金の収納事務</p> <p>(2) 物品企業出納員 固定資産会計事務(減価償却を除く。)及びたな卸資産の出納保管事務</p> <p>(3) 会計企業出納員 前 2 号以外の会計事務</p> <p>3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については<u>総務課長、総務課管財係長、総務課管財係主査、料金課担当副参事</u>、料金課収納係長及び料金課整理係長を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長としての物品企業出納員は、給排</p>

の出納保管事務を処理するものとする。

- 4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について**料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、料金課収納係長又は料金課整理係長である企業出納員が代決し**、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納員が代決する。
- 5 前項の規定は、会計企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。

水設備課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。

- 4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について**総務課長又は料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、総務課管財係長若しくは総務課管財係主査又は料金課収納係長若しくは料金課整理係長である企業出納員が代決し**、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納員が代決する。
- 5 前項の規定は、会計企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第13号
平成19年10月1日
公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市上下水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令、条例若しくは他の規程又は<u>那覇市水道局工事請負契約約款</u>に定めるもののほか、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支払の原則)</p> <p>第52条 契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか<u>那覇市水道事業会計規程</u>(1968年水道局規程第3号)の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令、条例若しくは他の規程又は<u>那覇市上下水道局工事請負契約約款</u>に定めるもののほか、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支払の原則)</p> <p>第52条 契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか<u>那覇市水道事業及び下水道事業会計規程</u>(1968年水道局規程第3号)の定めるところによる。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則
この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第17号
平成19年10月1日
掲 示 済

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定についての一部改正について

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について（昭和62年7月那覇市水道局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から適用する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

改正前			改正後		
別	指定を受けた者	取扱店舗	種別	指定を受けた者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店 及び出張所	出納取扱金融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店 及び出張所
収納取扱金融機関	株式会社 沖縄銀行	同上	収納取扱金融機関	株式会社 沖縄銀行	同上
同上	株式会社 沖縄海邦銀行	同上	同上	株式会社 沖縄海邦銀行	同上
同上	コザ信用 金庫	同上	同上	コザ信用 金庫	同上
同上	<u>沖縄県信用農業協同組合連合会</u>	同上	同上	<u>沖縄県農業協同組合</u>	同上
同上	<u>日本郵政公社沖縄事務所</u>	<u>郵便局</u>	同上	<u>株式会社 ゆうちょ銀行</u>	<u>本店、支店及び出張所並びに株式会社 ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局株式会社の</u>

					<u>業所(簡易局を含む。)</u>
同上	沖縄県労働金庫	本店、支店及び出張所	同上	沖縄県労働金庫	本店、支店及び出張所
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

那覇市上下水道局告示第22号
平成19年11月2日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 410 号
指定工事店名 下地設備
営業所所在地 南風原町字兼城306番地15
代表者名 下地 重信
有効期間 自 平成19年10月30日
至 平成24年 3月31日

那覇市上下水道局告示第23号
平成19年11月2日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 259 号
指定工事店名 株式会社 アサヒプラント
営業所所在地 那覇市首里末吉町3丁目9番地2
代表者名 識名 義明
指定の有効期間 平成17年 4月 1日
平成22年 3月31日
異動年月日 平成19年10月26日
異動事由 住所の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第34号

平成19年11月15日

投票区の区域変更について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、本市の区域を分けて次のとおり投票区の区域を変更したので告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

変更前

投票区名	投票区域
第34投票区	樋川1丁目1～15番・18～最終番地、 樋川2丁目1～3番・8～最終番地
第35投票区	字古波蔵363～387番地、字楚辺、楚辺1丁目、楚辺2丁目1～37番、字壺川348番地・372～383番地・439番地、字二中前、樋川1丁目16～17番

変更後

投票区名	投票区域
第34投票区	樋川1丁目1～15番・18番・20番～最終番地、樋川2丁目1～3番・8～最終番地
第35投票区	字古波蔵363～387番地、字楚辺、楚辺1丁目、楚辺2丁目1～37番、字壺川348番地・372～383番地・439番地、字二中前、樋川1丁目16～17番・19番